

富山県地域防災計画

雪害編

令和 7 年 3 月 修正

富山県防災会議

富山県地域防災計画

雪害編

富山県防災会議

富山県地域防災計画（雪害編）用語例

1 防災関係機関の用語例

- (1) 防災関係機関：県、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、自衛隊、指定地方公共機関及び防災上重要な施設の管理者をいう。（防災関係機関のうち特にある機関を取り出し、「県、市町村及び防災関係機関は……」等と用いている場合、その「防災関係機関」は特に例示している機関以外の防災機関をさす。）
- (2) 指定地方行政機関：災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）第2条第4号で定める行政機関であり、本計画では、富山県を管轄する管区警察局、総合通信局、財務局、地方厚生局、都道府県労働局、地方農政局、森林管理局、経済産業局、産業保安監督部、地方整備局、地方運輸局、地方航空局、地方測量部、管区气象台、管区海上保安本部及び地方環境事務所をいう。
- (3) 指定公共機関：災対法第2条第5号で定める公共機関であり、本計画では、日本郵便株式会社、日本銀行、西日本旅客鉄道株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社、日本赤十字社、日本放送協会、独立行政法人国立病院機構、北陸電力株式会社、北陸電力送配電株式会社、関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社及び日本通運株式会社をいう。
- (4) 指定地方公共機関：災対法第2条第6号で定める公共機関等であり、本計画では、富山地方鉄道株式会社、あいの風とやま鉄道株式会社、加越能バス株式会社、日本海ガス株式会社、高岡ガス株式会社、一般社団法人日本コミュニティーガス協会北陸支部、一般社団法人富山県エルピーガス協会、一般社団法人富山県トラック協会、北日本放送株式会社、富山テレビ放送株式会社、株式会社チューリップテレビ、株式会社北日本新聞社株式会社、株式会社北國新聞社、富山エフエム放送株式会社、一般社団法人富山県ケーブルテレビ協議会、公益社団法人富山県医師会、公益社団法人富山県看護協会、公益社団法人富山県薬剤師会、一般社団法人富山県歯科医師会、社会福祉法人富山県社会福祉協議会、土地改良区及び指定水防管理団体をいう。
- (5) ライフライン機関：当計画では、電力、ガス、上下水道、通信の各機関をさす。

2 特定の用語に含まれる範囲、意味

- (1) 雪害：災害対策基本法第2条第1号に定める豪雪等により生ずる被害をいう。
- (2) 発災時：初期の雪害発生時をいう。
- (3) 雪害時：豪雪等により生じる被害の開始から終息までをいう。

3 語の読み替え

県各部局の名称は、県災害対策本部を設置したときは、「富山県災害対策本部の組織及び運営に関する規程」に定める名称に読み替える。

富山県地域防災計画（雪害編）の体系

第1章 総 則	〔基本方針〕	第 1 節	計画の目的
		第 2 節	防災の基本方策
	〔役割分担〕	第 3 節	防災関係機関等の責務
	〔県の概況〕	第 4 節	県内の降積雪の状況と雪害
第2章 雪害予防対策	〔雪害に強い県土づくり〕	第 1 節	雪害に強い県土づくり
		第 2 節	雪崩対策等の推進
		第 3 節	都市基盤等の耐雪化
		第 4 節	交通対策
	〔防災体制づくり〕	第 5 節	防災活動体制の整備
		第 6 節	救援・救護体制の整備
		第 7 節	農林水産業の雪害予防
		第 8 節	商工業の雪害予防
	〔雪害への日常の備え〕	第 9 節	防災行動力の向上
		第 10 節	調査研究
第3章 雪害応急対策	〔災害未然防止活動〕	第 1 節	予警報の伝達
	〔迅速、的確な初動態勢〕	第 2 節	応急活動体制
		第 3 節	情報の収集、伝達
		第 4 節	交通の確保
		第 5 節	自主防災活動及び地域ぐるみ除排雪
		第 6 節	災害救助法の適用
		第 7 節	広域応援要請
	〔各種の被災者救援活動〕	第 8 節	救助・救急活動
		第 9 節	医療救護活動
		第 10 節	避難活動
		第 11 節	交通規制・輸送対策
		第 12 節	飲料水・食料・生活必需品等の供給
		第 13 節	廃棄物処理・防疫・食品衛生対策
		第 14 節	警備活動
		第 15 節	遺体の搜索、処理及び埋葬
	〔社会諸機能の応急復旧活動〕	第 16 節	ライフライン施設等の応急復旧対策
		第 17 節	公共建物等の応急復旧対策
		第 18 節	農林水産業の被害拡大防止
		第 19 節	商工業の被害拡大防止
		第 20 節	応急住宅対策
		第 21 節	教育・金融・労働力確保対策
	〔応急公用負担〕	第 22 節	応急公用負担等の実施
第4章 雪害復旧対策		第 1 節	民生安定のための緊急対策
		第 2 節	激甚災害の指定
		第 3 節	公共土木施設の災害復旧計画

目 次

第1章 総 則	1
第1節 計画の目的	2
第1 計画の目的	2
第2 計画の性格	2
第3 計画の構成	2
第2節 防災の基本方策	4
第1 防災についての考え方	4
第2 防災の各段階における基本方策	4
第3 各種計画等の作成	6
第4 国土強靱化の基本目標を踏まえた防災計画の作成等	6
第3節 防災関係機関等の責務	8
第1 防災関係機関等の責務	8
第2 防災関係機関等の業務大綱	10
第3 役割分担	16
第4節 県内の降積雪の状況と雪害	17
第1 降積雪の状況	17
第2 社会環境の変化	18
第3 過去の主な雪害	19
 第2章 雪害予防対策	 27
第1節 雪害に強い県土づくり	28
第1 除排雪の推進	28
第2 防災関連施設等整備事業関係	28
第3 建築物の耐雪化、無雪化事業関係	29
第4 産業の振興、無雪化等	29
第2節 雪崩対策等の推進	30
第1 雪崩危険箇所の把握	30
第2 雪崩危険箇所の予防措置	30
第3 警戒避難体制の確立	31
第4 融雪期における土砂災害対策	31
第3節 都市基盤等の耐雪化	32
第1 建築物の安全確保	32
第2 ライフライン施設の耐雪化	34

第3	廃棄物処理施設の耐雪化	43
第4	危険物施設等の耐雪化	45
第5	郵政事業の運営確保	48
第6	消降雪用水の確保等	48
第4節	交通対策	49
第1	交通安全対策及び交通流の円滑化対策	49
第2	道路交通対策	50
第3	鉄軌道交通対策	53
第4	バス交通対策	54
第5	航空交通対策	54
第5節	防災活動体制の整備	55
第1	防災拠点施設の整備	56
第2	気象観測施設の整備等	59
第3	救助用資機材の整備	59
第4	国・県・市町村・関係機関・民間・県民における連携強化	60
第5	通信連絡体制の整備	61
第6	情報収集体制の強化	65
第7	広報活動体制の強化	66
第8	災害対策本部体制の強化	67
第9	業務継続体制の確保	67
第10	緊急輸送ネットワークの整備	68
第11	航空防災体制の強化	72
第12	相互応援体制の整備	75
第13	災害復旧・復興への備え	88
第6節	救援・救護体制の整備	91
第1	消防体制の確立	91
第2	医療救護体制の整備	93
第3	緊急避難場所・避難所・生活救援物資等の確保	97
第4	越冬用食料の安定供給確保	109
第5	孤立集落の予防	109
第6	災害救援ボランティア活動の支援	111
第7節	農林水産業の雪害予防	115
第1	作目別予防対策	115
第2	経営指導等による事前措置	117
第8節	商工業の雪害予防	118
第1	中小企業の雪害対策施設の普及	118
第2	生産及び出荷の確保計画	118

第9節	防災行動力の向上	119
第1	防災意識の高揚	119
第2	自主防災組織の強化	124
第3	地域ぐるみ除排雪	128
第4	防災訓練の充実	129
第5	要配慮者の安全確保	131
第10節	調査研究	135
第3章	雪害応急対策	142
第1節	予警報の伝達	138
第1	雪等に関する予警報の種類及び発表基準	138
第2	伝達体制	139
第2節	応急活動体制	142
第1	県の活動体制	142
第2	市町村の活動体制	150
第3	防災関係機関の活動体制	151
第4	災害救援ボランティアの受入れ	151
第5	帰宅困難者対策	154
第3節	情報の収集・伝達	155
第1	被害状況等の収集・伝達活動	155
第2	通信連絡体制	160
第3	広報及び広聴活動	162
第4節	交通の確保	167
第1	道路交通の確保	167
第2	交通安全対策及び交通流の円滑化対策	177
第3	公共交通の確保	179
第5節	自主防災活動及び地域ぐるみ除排雪	184
第1	自主防災活動	184
第2	地域ぐるみ除排雪	185
第6節	災害救助法の適用	186
第1	災害救助法の適用	186
第2	救助実施体制	186
第7節	広域応援要請	189
第1	相互協力	189
第2	応援要請	194
第8節	救助・救急活動	201
第1	冬期警戒体制	201

第2	救助活動	202
第3	救急活動	203
第4	消防応援要請	204
第5	惨事ストレス対策	205
第9節	医療救護活動	206
第1	冬期活動体制	207
第2	連絡体制	207
第3	災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣	209
第4	富山県ドクターヘリの派遣	210
第5	医療救護班の派遣	210
第6	医療救護所の設置及び運営	210
第7	後方医療体制	211
第8	医薬品、血液の供給体制	211
第9	医療を必要とする在宅の個別疾患患者への対応	211
第10	被災地における保健医療の確保	212
第11	精神保健医療体制	212
第10節	避難活動	214
第1	避難指示及び誘導	214
第2	指定緊急避難場所及び指定避難所並びに避難道路の運用	217
第3	避難所の設置・運営	218
第4	要配慮者への援護	221
第5	精神保健対策	224
第6	飼養動物の保護等	225
第11節	交通規制・輸送対策	226
第1	交通情報の収集伝達及び規制の実施	226
第2	緊急交通路の確保	227
第3	災害時における車両の移動等	229
第4	輸送車両、船舶、航空機の確保	229
第12節	飲料水・食料・生活必需品等の供給	235
第1	飲料水の確保	235
第2	食料・生活必需品の供給	235
第3	物価安定・消費者保護対策	239
第13節	廃棄物処理・防疫・食品衛生対策	242
第1	し尿処理	243
第2	ごみ、がれき等廃棄物の処理	243
第3	産業廃棄物処理	244

第4	防疫対策	245
第5	食品衛生対策	246
第14節	警備活動	248
第1	犯罪の予防、取締り	248
第2	行方不明者の搜索	250
第15節	遺体の搜索、処理及び埋葬	252
第1	遺体の搜索	252
第2	遺体の処理	252
第3	遺体の埋葬	253
第16節	ライフライン施設等の応急対策	254
第1	電力施設	255
第2	ガス施設	256
第3	上水道施設	259
第4	下水道施設	260
第5	通信施設	261
第6	危険物施設等	262
第7	郵政事業	263
第17節	公共建物等の応急対策	264
第1	医療施設	264
第2	社会福祉施設等	264
第3	卸売市場	264
第4	社会教育施設	265
第5	文化財	265
第18節	農林水産業の被害拡大防止	266
第1	稲作	266
第2	麦	266
第3	果樹	266
第4	園芸用施設	266
第5	畜産	266
第6	林産	266
第19節	商工業の被害拡大防止	267
第1	輸送手段の確保	267
第2	緊急金融措置等による中小企業経営の維持、安定確保	267
第20節	応急住宅対策	268
第1	応急仮設住宅の確保	268
第2	被災住宅の応急修理	270
第3	建設資機材等の調達	271

第4	災害の拡大防止と二次災害の防止	272
第21節	教育・金融・労働力確保対策	273
第1	応急教育等	273
第2	応急金融対策	278
第3	労働力の確保	279
第22節	応急公用負担等の実施	281
第1	災害対策基本法に基づく応急公用負担	281
第2	他の法律に規定する公用負担	283
第4章	雪害復旧対策	287
第1節	民生安定のための緊急対策	287
第1	被災者の生活確保	288
第2	中小企業、農林漁業者に対する支援	297
第3	税の徴収猶予及び減免等	299
第4	郵政業務に係る災害特別事務取扱い等	300
第2節	激甚災害の指定	301
第1	激甚災害指定手続	301
第2	特別財政援助額の交付手続等	306
第3節	公共土木施設の災害復旧計画	309
第1	災害復旧計画の策定等	309
第2	大規模災害時等の指導・助言制度の活用	309
第3	大規模災害時等における災害復旧事業の国等による代行制度の活用	310